

【重要事項説明書】

障害福祉サービス事業就労継続支援B型のご案内

1 目的

就労継続支援B型事業(以下、本事業)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、従業者が当該事業所の支給決定を受けた障害者(以下「利用者」という。)に対し、適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

2 運営方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して、就労の機会を提供するとともに、通所により生産活動その他の活動の機会の提供を通じて知識及び能力の向上ために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。また、一般就労に必要な知識能力が高まった者に対して、一般就労への移行に向けて支援をします。

3 サービス事業所の概要

(1)事業所の名称等

事業所番号	2318800477		
事業所名	とこはぐ大府		
所在地	愛知県大府市半月町三丁目 239 番地1		
電話番号	0562-57-2888	FAX	0562-57-2889
管理者名	清水 雪美		
サービス実施地域	大府市(但し、通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。)		

(2) スタッフの体制

サービスを提供する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

職 種	人員数	職務内容
管理者	常勤 1 名	事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス管理責任者	常勤 1 名	個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行います。
職業指導員	1 名以上	個別支援計画に基づき、生産活動の機会の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行います
生活支援員	1 名以上	個別支援計画に基づき、日常生活上の支援を行います。

(4) 営業概要

営業日	月曜日から金曜日 (12月30日から1月4日までを除く)
営業時間	9時00分から17時00分
サービス 提供時間	10時00分から15時00分

4 サービス内容

前述の目的を達成するために提供するサービスの内容は次のとおりです。

(1) 個別支援計画の作成

ご本人が有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を

通じて希望される就労及び生活やその課題を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での個別支援計画を作成します。

(2)生産活動の機会の提供

地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、ご本人の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めます。

また、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行います。

(3)就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練

利用者の心身の状況、その有する能力及び利用者の希望する就労の状況に応じ、利用者の就労支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行なうものとする。

(4)実習先企業等の紹介

公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して利用者の就労に対する適性及び要望に応じた職種、実習の受入先の確保に努める。

(5)施設外支援の実施

職場実習、求職活動等の施設外支援を実施する。

(6)施設外就労の実施

一般就労への移行や工賃の引き上げを図るため、利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う施設外就労を実施する。

(7)求職活動の支援の実施

公共職業安定所での求職登録等利用者が行う求職活動の支援に努める。

(8)職場定着のための支援の実施

障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

(9)工賃の支払

利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。利用者に支払う1月当たりの工賃の平均額は3千円を下回らない額とする。また、工賃の水準を高めるよう努める。

(10)相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

5 利用料

(1) 訓練等給付の対象となるサービスの利用料

本サービスの利用者負担率は原則1割です。なお、利用者負担金の額は、所得に応じて1か月あたりの負担上限額が設けられています。その他諸費用の負担額など詳細につきましては、別表「ご利用料金一覧表」をご参照下さい。

(2) 訓練等給付の対象外であるサービスの利用料

昼食代、その他実費となる項目については、別表をご参照下さい。

(3) お支払いの方法

利用者負担金の支払いについては、ゆうちょ銀行その他金融機関の口座自動振替の方法によるものとします。毎月末日締め翌月25日(当日が金融機関の休業日である場合はその翌日)が振替日となります。

6 サービスをご利用いただくに際しての注意事項

(1) 利用中止・変更の連絡について

利用者のご都合によりサービスを中止、または変更する場合には、サービス利用の前日17時00分までに、当事業所までご連絡下さい。

(2) 損害賠償の範囲について

サービスのご利用に伴い生じた損害については、当事業所が付保する賠償責任保険の範囲内において、同保険の約款に従い損害を賠償します。ただし、当事業所の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

(3) サービス内容の調整について

ご利用時に職員が健康状態のチェックをさせていただきますが、体調によ護職員の判断でサービス提供を控えさせていただく場合がございます。

(4) 送迎の時間について

送迎バスの時間指定は原則お受けできません。また、当日のご利用人数の増減や交通事情により、送迎時間を変更させていただく場合がございます。

(5) 金銭の取扱いについて

職員は、利用料以外の金銭の取扱いはできません。また、施設・職員に対する贈り物などをご遠慮下さい。

(6) その他注意事項について

施設のご利用に際しては、次の事項についてご留意下さい。その他、ご不明な点がございましたら、当事業所の相談員までお問い合わせ下さい。

面 会	基本的に自由に面会していただけますが、当事業所管理者の指示に従っていただきます。
受 診・外 出	緊急時を除きサービス提供時間内はご遠慮下さい。やむを得ず受診する必要がある場合はご家族にて付き添いをお願いします。

喫 煙	館内及び施設敷地内は禁煙です。
金銭、貴重品の持ち込み	ご遠慮下さい。 持ち込みされた場合、紛失等の責任は負いかねます。
所持品の持ち込み	必ず記名をお願いします。
政治・宗教活動	一切お断りします。
ペット等生き物の持ち込み	ご遠慮下さい。

7 身体拘束の適正化

サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するための緊急を要する場合を除き、身体拘束や行動を制限する行為は行いません。

緊急を要し、やむを得ず身体拘束を行う場合、別紙「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づき、お客様またはそのご家族に対して事前説明のうえ、書面により同意を得ます。

8 虐待の防止

サービスの提供に対する利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止及び身体拘束のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するため及び身体拘束の適正化のための定期的な研修の実施
- (4) 成年後見制度の利用促進
- (5) 苦情解決体制の整備
- (6) 前5項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

2 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村に通報します。

9 緊急時の対応

サービス提供に伴い、利用者に事故が発生した場合あるいは利用者の健康状態に異常が生じた場合には、速やかにご家族及び担当の相談支援専門員にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10 秘密の保持

サービスの提供に伴う知り得た利用者及びその家族の個人情報等につきましては、当事業所が定める「個人情報保護方針」に従い、適切に管理いたします。

11 非常災害対策

(1)災害時の対応

別に定める消防計画により、災害に応じてスタッフが迅速に対応いたします。

(2)防災設備

スプリンクラー、屋内消火栓、火災通報設備、誘導灯、消火器ほか

(3)防災訓練

年2回

(4)防火管理責任者

金子 満寛

12 サービス内容に関する苦情・お問い合わせ

(1)サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

担当者 清水 雪美 (管理者)

TEL: 0562-57-2888

FAX: 0562-57-2889

(2)利用者は、当事業所以外に、担当の介護支援専門員、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

<主な相談窓口>

愛知県	愛知県障害福祉課	052-954-6294
	愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	052-212-5515
大府市	大府市高齢障がい支援課 (障がい福祉係)	0562-85-3558

以 上